

南空知ふるさと市町村圏組合企画 「南空知周遊バスツアー2024」

第3弾 三笠・新桂沢ダムと月形・石狩川頭首工・ 月形温泉&岩見沢・大人ランチ



スマホで簡単予約

月形・石狩川頭首工（北海道開発局施設）

篠津地域の水田地帯に農業用水を供給する堰長257mの道内最大級の頭首工（取水堰）です。2016年度に新たな頭首工が完成しました。当ツアーでは、管理棟内を見学予定です。

- 出発日 / 2024年10月10日（木）
- 旅行代金 / 8,500円（おとなお1人様・子ども同額）
（※インターネットからの予約で500円引き）
- 最少催行人員 / 10名
- 食事 / 昼食1回
- 添乗員 / 同行
- バスガイド / なし
- 利用バス会社 / 北海道中央バスグループ又は
ドリーム観光バス又は札幌ばんけいバス

おすすめポイント！

- 📍 普段は入れない新桂沢ダムや石狩川頭首工の内部を開発局職員の案内付きで見学します。
- 🍽️ 昼食は、岩見沢レストランコロナのテラスにて、「大人ランチ（ハンバーグ、エビフライ、カレーライスなどを一皿に盛り付け）」をお楽しみください。
- 🌸 月形または三笠、岩見沢の特産品のプチお土産付き。

※参加者にはバス車内にて、A4サイズ1枚程度のアンケートにご協力いただきます。なおアンケートの報酬はございません。



新桂沢ダム・内部（監査廊）



岩見沢・レストランコロナのテラス
「大人ランチ」



月形温泉ゆりかご
（9月にリニューアルオープン）

集合 / 中央バス札幌ターミナル1階待合室（出発の15分前集合）

集合 / 中央バス札幌ターミナル1階待合室（出発の15分前集合）	食事
(8:45集合) 中央バス札幌ターミナル<9:00出発> =====	
==== 三笠・新桂沢ダム (★①今年3月に完成したダムの管理棟・監査廊等を開発局職員の解説付きで見学) <約50分> ===	朝×
== 岩見沢・レストランコロナのテラス (大人ランチ) <約50分> = 月形・石狩川頭首工 (★②開発局職員の解説付きで見学) <約60分> =====	昼○
==== 月形温泉ゆりかご (★③9月にリニューアルした温泉施設にて入浴) <約90分> =====	夕×
==== JR札幌駅北口<17:30頃> ===== 中央バス札幌ターミナル<17:40頃>	

★①・★②職員点検用の急な階段を20段～30段ほど上り下りいたします。歩きやすい靴でご参加ください。裏面の注意事項を必ずご確認ください。
★③タオル、バスタオル、着替えなどご持参ください。ボディソープ、シャンプーなどは浴室に備え付けがございます。
※青字は下車観光地、赤字は入場観光地となります。天候や道路状況、見学個所の都合等により、到着時刻や行程内容が変更となる場合がございます。



北海道開発局「インフラツーリズムほっかいどう」のツアーご参加に当たって下記注意事項をご確認ください。

- ①見学の際には、北海道開発局職員の指示に従って行動してください。
 - ・衣服や履き物が汚れる場合があります。また、動きやすい服装と履き物（運動靴など）で参加してください。
 - ・雨天決行時の雨具や防寒具等は各自で用意してください。
 - ・カメラや携帯電話など落下の恐れがあるものは、ストラップ等を着用してください。
 - ・本人の不注意によるケガ、事故等については、北海道開発局では一切その責任を負いません。（※施設や作業等見学の飲酒は控えてください。）
 - ・万が一の場合に備え、「傷害保険」等への加入をお勧めします。
 - ・悪天候や災害等の事由により、施設や作業等の見学を中止させていただく場合があります。
- ②広報用としてツアーの様子を撮影させていただく場合がありますので、ご承知おきください。
- ③ツアー終了後、バス車内にてアンケートにご記入をお願いいたします。
なおアンケート記入に対する報酬はございません。

<ご参加される皆様へお知らせ>

- ・当ツアーでは、緊急の場合を除き、ご旅行前に代表者様へのご挨拶を兼ねた確認電話は差し上げておりません。集合時間・集合場所のお間違えのないようご確認をお願い致します。（出発時間になりましたらツアーは出発させていただきます。）
- ・バス座席割りは、当社で決めさせていただきます。また、他のグループの方と相席となる場合がございます。
- ・緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効。当日以外は不通となっております)
- ・このパンフレットが最終行程表となります。

集合場所のご案内



中央バス札幌ターミナル
(札幌市中央区大通東1丁目3番地)

JR札幌駅南口より徒歩約10分
地下鉄バスセンター2番出口より徒歩約2分
地下鉄大通駅31番出口徒歩約3分
さっぽろテレビ塔出口より徒歩約2分

※大通バスセンターではございませんので
お間違えのないようお越し下さい。
緊急連絡先：080-1890-6029(当日朝のみ有効)

旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読みください。詳しい旅行条件を説明した書面を後ご用意致しておりますので、事前に確認の上、お申込み下さい。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また旅行条件は以下によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終行程表と称する確定書面及び旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約の成立時期
(1)所定の申込書に所定事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金の支払いの際は差し引かれます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承認の旨を通知した翌日から起算して3日以内にお申込書提出とお申込金の支払いをして頂きます。

(3)旅行契約は当社が契約の締結を承認し、お申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)お申込金(お1人様)
旅行代金 3万円未満 お申込金 6,000円
6万円未満 12,000円
10万円未満 20,000円
15万円未満 30,000円
15万円以上 旅行代金の20%

●旅行内容の変更
当社は、旅行締結後であっても、天災事変、暴乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービス提供の中止、官公庁の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明致します。

●旅行代金の変更
前項により旅行内容が変更され、旅行実施による費用(当該旅行契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払らなければならない費用を含みます)が増加したときはサービスの提供行われた際にも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社は変更差額した旅行代金を変更します。

●取消料
(1)旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
旅行開始日の前日(日帰り旅行にあてはは11日目)の前日から起算してさかのぼって	無料
2)20日目(日帰り旅行にあてはは10日目)にあたる日以降の解除(3-6を除く)	旅行代金の20%
3)7日目にあたる日以降の解除(4-6を除く)	旅行代金の30%
4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5)旅行当日の解除	旅行代金の50%
6)旅行開始日の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

※貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページに記載する取消料となります。

※当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消しとなる場合も上記取消料をお支払い頂きます。

※お客様の都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程上の一部変更についても、全体に対するお取消しとみなし、取消料の対象となります。

(2)お客様は下記に該当する場合は取消料なくして、旅行契約を解除することができます。

- ①契約内容の重要な変更が行われたとき
- ②前項に基づき旅行代金が増額決定されたとき
- ③不可能になったとき、または、その恐れが極めて大きいとき
- ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
- ⑤当社の帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

●当社により旅行契約の解除及び履行中止
(1)お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額のお支払い頂きます。

(2)次の各項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
- ②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
- ④お客様が旅行契約に關して合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- ⑤お客様の人数が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止の通知を致しました。
- ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき
- ⑦天災事変、暴動、運送・宿泊機関の運賃・料金のサービス提供の中止、官公庁の命令、その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはその恐れが極めて大きいとき
- 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り)エコノミークラス、宿泊費、食費、及び消費税等の税額。これらの費用はお客様の都合により利用されなくとも原則として払戻致しません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的な費用は含まれません)
- 添乗員等
添乗員同乗表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務とさせていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社の旅行契約を解除する場合がございます。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項
(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害について賠償致します。

(2)手荷物について生じた(1)損害については同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お1人様15万円を限度当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます)として賠償致します。

●特別賠償
当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約、別紙特別賠償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物が被った一定の被害について、以下の金額の範囲で補償金またはお見舞金を支払います。

- ・死亡保証金1,500万円
- ・入院見舞金2~20万円
- ・通院見舞金1~5万円
- ・旅行損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし補償対象品1個当たり10万円を限度とします)

●国内旅行保険への加入について
ご旅行中、病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。それらを担保するために、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することを勧めます。国内旅行保険については、お申込み店の販売員にお問合せ下さい。

●事故等のお申し出について
旅行中に事故などが生じた場合は直ちに同行の添乗員、現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込み店にご通知下さい。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)

●個人情報の取扱について
当社および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。お客様がお申込みされた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社及び販売店は

- ①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンの案内
- ②旅行参加後のご意見や感想のご提供のお願い
- ③アンケートのお願い
- ④特典サービスの提供
- ⑤統計資料の作成にお客様個人情報を利用させて頂くことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準
旅行条件は2024年7月1日を基準としていますが、また旅行代金については2024年7月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。

旅行企画実施 北海道知事登録第2-814号 日本旅行業協会正会員

北海道中央バス(株)
シービーツアーズカンパニー
予約センター-011-221-0912

TEL011-221-1122 FAX011-221-0117(FAX申込24時間受付中)
札幌市中央区大通1丁目3番地中央バス札幌ターミナル2階
営業時間 平日9:00~12:00/13:00~17:30 土日祝定休
総合旅行業取扱管理者 小林 裕明

ネット予約・決済
が出来ます。
下記のQRコード
からお進み下さい。



LINE 友だち追加



NOTTE



https://kankou.chuo-bus.co.jp/

一般社団法人 日本旅行業協会

旅行業公正取引協議会 会員

総合旅行業取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。